

平成30年 藤枝市議会2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成30年3月23日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第29号議案「藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」について、申し上げます。

初めに、「本条例改正にかかる県からの権限委譲の背景について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成26年の介護保険法の改正により段階的に県からの事務の移管が進んでおり、平成28年から小規模の通所介護事業関係が市の事務となり、平成30年4月からは、居宅介護支援事業所関係が市に移管される予定である。」という答弁がありました。

次に、「居宅介護支援事業所の指定権限が市へ委譲されるメリットについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「事業者への指導・監査に加え、勧告や命令といった権限も移管され、市が直接、運営体制についても意見を述べられるようになる点である。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案「藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「今回の介護保険料の算定根拠について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回は、平成30年から平成32年までの3カ年の保険給付費を見込み、その23パーセントに相当する額を介護保険料として算定したものである。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案「藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案「藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案「藤枝市国民健康保険事業基金条例」について、申し上げます。

「今回、国民健康保険の広域化に伴い、支払準備基金条例が全部改正されるが、今後の基金の目的や使われ方等はどうなるか。」という質疑があり、

これに対して、「広域化により、今後は県へ事業費納付金

を納めることになるが、その支払財源の一つとして、本基金は財政調整基金のような取り扱いをしていきたいと考えている。特に、国民健康保険加入者等が激減した場合や大規模災害等で収入が確保できないといった場合には、本基金を活用し調整していきたい。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案「藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。